次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれを対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第三条の規定に基づく同条第一号から第四号までに掲げる事項（環境庁・厚生省・通商産業省告示一号）（抄）

改正後	改正前
第一　特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分に伴って生ずるおそれのある人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための施策の実施に関する基本的な事項 1・2　（略） 3　権限のある当局 我が国の条約及び理事会決定における権限のある当局は、環境省であること。 環境省は、特定有害廃棄物等の輸出に係る輸出入国等への通告及び輸入国等からの当該通告に対する回答の受領、特定有害廃棄物等の輸入に係る輸出国への回答等を行う責任を有すること。 環境省は、特定有害廃棄物等の輸出、運搬又は処分について環境の汚染を防止するために必要な措置が適正に実施されないおそれがあると認められるときは、輸入国及び締約国又は加盟国である通過国の権限のある当局に照会する等の必要な情報収集を行うこと。 4～6　（略） 第二～第四　（略）	第一　特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分に伴って生ずるおそれのある人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための施策の実施に関する基本的な事項 1・2　（略） 3　権限のある当局 我が国の条約及び理事会決定における権限のある当局は、環境省であること。 環境省は、特定有害廃棄物等の輸出に係る輸出入国等への通告及び輸入国等からの当該通告に対する回答の受領、特定有害廃棄物等の輸入に係る輸出国への回答等を行う責任を有すること。 （新規） 4～6　（略） 第二～第四　（略）

○国土交通省告示第五十五号

モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）第十五条第一項ただし書、同項第一号及び第三号の規定に基づき、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める告示を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年一月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める件

一　一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数

競走場名	年間開催日数	年間開催回数
桐生競走場	百九十日	十二回
戸田競走場	百八十六日	二十四回
江戸川競走場	百八十日	二十四回
平和島競走場	百八十日	十二回
多摩川競走場	百八十日	二十四回
浜名湖競走場	二百三日	十二回
蒲郡競走場	百九十二日	十二回
常滑競走場	二百日	二十四回
津競走場	百九十二日	十二回
三国競走場	百八十六日	十二回
琵琶湖競走場	百八十六日	十二回
住之江競走場	百八十六日	二十四回
尼崎競走場	百八十六日	二十四回
鳴門競走場	百八十六日	二十四回
丸亀競走場	百九十八日	二十四回
児島競走場	百九十二日	二十四回
宮島競走場	百九十八日	十二回
徳山競走場	百九十二日	十二回
下関競走場	百八十六日	十二回
若松競走場	百九十四日	二十四回
芦屋競走場	百九十二日	十二回
福岡競走場	百八十六日	二十四回
唐津競走場	百九十八日	十二回
大村競走場	百九十八日	十二回

二　一施行者当たりの年間開催回数

施行者名	年間開催回数
みどり市	十二回
戸田競艇企業団	十二回
埼玉県都市競艇組合	十二回
東京都六市競艇事業組合	十二回
東京都三市収益事業組合	十二回
府中市	十二回
青梅市	十二回
東京都四市競艇事業組合	十二回
浜名湖競艇企業団	十二回
蒲郡市	十二回
常滑市	十二回
半田市	十二回
津市	十二回
越前三国競艇企業団	十二回
滋賀県	十二回
大阪府都市競艇企業団	十二回
箕面市	十二回
尼崎市	十二回
伊丹市	十二回
鳴門市	十二回
松茂町ほか二町競艇事業組合	十二回
丸亀市	十二回
香川県中部広域競艇事業組合	十二回
倉敷市	十二回
備南競艇事業組合	十二回
宮島競艇施行組合	十二回
周南市	十二回
下関市	十二回
北九州市	十二回
中間市行橋市競艇組合	十二回
芦屋町	十二回
福岡市	十二回
福岡都市圏広域行政事業組合	十二回
唐津市	十二回
大村市	十二回